

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二 (略)</p> <p>第二章〱第四章 (略)</p> <p><u>第四章の二 登録検定機関(第四十四条の四 第四十四条の十二)</u></p> <p>第五章〱第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(工事中の防火対象物における防火管理)</p> <p><u>第一条の二 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)</u> 第一条の二第三項第二号の総務省令で定める建築物は、外壁及び床又は屋根を有する部分が同号イ、ロ又はハに定める規模以上である建築物であつて電気工事等の工事中のものとする。</p> <p>2 <u>令第一条の二第三項第三号の総務省令で定める旅客船は、進水後の旅客船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。)</u>であつてぎ装中のものとする。</p> <p>(収容人員の算定方法)</p> <p>第一条の三 <u>令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二 (略)</p> <p>第二章〱第四章 (略)</p> <p><u>第四章の二 指定検定機関(第四十四条の四 第四十四条の十二)</u></p> <p>第五章〱第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(収容人員の算定方法)</p> <p>第一条の二 <u>消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)</u> 第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防</p>

防火対象物の区分	算定方法
(略)	(略)
<p>令別表第一(十七)項に掲げる防火対象物</p> <p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条の六第一項第一号に規定する仮使用(以下この項及び第三条第一項において「仮使用」という。)の承認を受けたもの</p>	<p>床面積を五平方メートルで除して得た数により算定する。</p> <p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数</p> <p>二 その他の部分については、従業者の数</p> <p>従業者の数により算定する。</p>
<p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物(前項に掲げるものを除く。)</p> <p>及び同項第三号に掲げる防火対象物</p>	

火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

防火対象物の区分	算定方法
(略)	(略)
令別表第一(十七)項に掲げる防火対象物	床面積を五平方メートルで除して得た数により算定する。

2 (略)

(登録講習機関)

2 第一条の四 令第三条第一項第一号イ又は第二号イの規定による総務大臣の登録(以下この条において単に「登録」という。)は、講習(同項第一号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第二号イに規定する乙種防火管理講習をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする法人の申請により行う。

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、そ

2 (略)

-
- の人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。
- イ 令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者
 - ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者
 - ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。
 - 三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。
 - ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第一号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。
 - ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。
- 4 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
- 一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。
-

- 二 第二十一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三 第二十一項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。
- 5 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 三 講習の業務を取り扱う事務所の所在地
- 6 登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 7 第一項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 8 登録を受けた法人（以下この条において「登録講習機関」という。）は、第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。
- 9 登録講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。
- 10 登録講習機関は、公正に、かつ、第二条の三に定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。
- 11 登録講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又

は盗用してはならない。

12 登録講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

一 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項

二 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項

三 講習の業務の実施の方法に関する事項

四 講習の手数料の収納の方法に関する事項

五 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項

六 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 第十五項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

13 総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

14 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次項及び第四十四条の十の二第一項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表

等」という。)を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

15 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

16 登録講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行つた日からこれ

を六年間保存しなければならない。

- 一 講習を行つた年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日
 - 四 別記様式第一号による修了証の交付の有無
 - 五 前号の修了証の交付年月日及び交付番号
- 17 総務大臣は、登録講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 18 総務大臣は、登録講習機関が第九項及び第十項の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 19 総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 20 登録講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 一 休止又は廃止の理由
 - 二 休止又は廃止の時期
 - 三 休止にあつては、その期間
- 21 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 三 第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項又は第二十項の規定に違反したとき。
 - 四 第十二項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。
 - 五 第十三項、第十七項又は第十八項の規定による命令に違反したとき。
 - 六 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 七 不正な手段により登録を受けたとき。
- 22 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならぬ。
- 一 登録をしたとき。
 - 二 第八項の規定による届出があつたとき。
 - 三 第二十項の規定による届出があつたとき。
 - 四 前項の規定により登録を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。

第二条 (略)

(防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる場合における防火管理者の資格)

- 第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。
- 一 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
 - 二 その管理について権原が分かれてゐる防火対象物で

第二条 (略)

あつて次に掲げる部分を有するもの

イ 防火対象物の部分で令別表第一 項から 項まで、 項イ、 項、 項イ、(十六) 項イ又は(十六) 項の(二) 項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

ロ 防火対象物の部分で令別表第一 項ロ、 項、 項、 項ロ、 項から(十五) 項まで、(十六) 項ロ又は(十七) 項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合における収容人員が五十人未満のもの

三 特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第一項又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号) 第二条第一項に規定する特定資産をいう。) に該当する防火対象物又は不動産特定共同事業契約(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) 第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約をいう。) に係る不動産に該当する防火対象物

2 | 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理につ

いて権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分)

第二条の二の二 令第三条第三項の総務省令で定める防火対象物の部分は、前条第一項第二号イ及びロに掲げるものとする。

(防火管理に関する講習)
第二条の三 (略)

2 4 (略)

5 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の登録を受けた法人は、甲種防火管理講習のうち甲種防火管理新規講習若しくは甲種防火管理

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物の部分は、次の各号に掲げるものとする。

一 防火対象物の部分で令別表第一 項から 項まで、
項イ、 項、 項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の二の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

二 防火対象物の部分で令別表第一 項口、 項、 項、 項口、 項から(十五)項まで、(十六)項口又は(十七)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の二の規定を適用した場合における収容人員が五十人未満のもの

(防火管理に関する講習)
第二条の三 (略)

2 4 (略)

5 消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の指定する機関は、甲種防火管理講習のうち甲種防火管理新規講習若しくは甲種防火管理再講習又は乙種防火

再講習又は乙種防火管理講習を行つた場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号による修了証を交付するものとする。

6 (略)

(消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。

ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること

管理講習を行つた場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号による修了証を交付するものとする。

6 (略)

(消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

一 自衛消防の組織に関すること。

- ト 防火上必要な教育に関すること。
- チ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- 又 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に關し必要な事項
- 二 令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分を除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物
- イ 消火器等の点検及び整備に関すること。
- ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること。
- ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関すること。
- ホ 前号イ及びトから又までに掲げる事項
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に關し必要な事項

- 二 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- 四 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- 五 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- 六 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第二号八及び第二十九条第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等）についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3 （略）

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十

七 防火上必要な教育に關すること。
八 消火、通報及び避難の訓練の実施に關すること。
九 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に關すること。
十 防火管理について消防機關との連絡に關すること。
十一 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火氣の使用又は取扱いの監督に關すること。
十二 前各号に掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に關し必要な事項

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第二号八及び第二十九条第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等）についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3 （略）

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する令第一条の二第三項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政

三年政令第三百八十五号) 第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(同法第六條第一項に規定する者が管理するものを除く。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一六 (略)

5 (略)

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号) 第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域(以下「推進地域」という。)に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号) 第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設(同法第六條第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震(以下「東南海・南海地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一三 (略)

7 (略)

8 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター(総合操作盤(消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。))その他これに類する設備により、当該防火

令第三百八十五号) 第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(同法第六條第一項に規定する者が管理するものを除く。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一六 (略)

5 (略)

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号) 第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域(以下「推進地域」という。)に所在する令第一条の二第三項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号) 第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設(同法第六條第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震(以下「東南海・南海地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一三 (略)

7 (略)

8 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター(総合操作盤(複数の消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。))その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用

対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。)が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第七号に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

9・10 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 (略)

一七 (略)

八 消防計画に基づき実施される次のイからリまでに掲げる状況を記載した書類

イ (略)

ロ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況

ハチ (略)

リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況(強化地域に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。)に限る。)

九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等

設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。)が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第七号に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

9・10 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 (略)

一七 (略)

八 消防計画に基づき実施される次のイからリまでに掲げる状況を記載した書類

イ (略)

ロ 消防用設備等の点検及び整備の状況

ハチ (略)

リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況(強化地域に所在する防火対象物に限る。)

九 消防用設備等の工事、整備等の経過一覽表

の経過一覧

十 (略)

3 (略)

4

法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(次条第二項において「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。

一 法第十七条の六に規定する消防設備士で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備又は点検について三年以上の実務の経験を有する者

二 第三十一条の六第五項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

三 (略)

四 建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

五 (十一) (略)

十二 建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁の職員で、建築行政に関する業務(防火に関するものに限る。)について五年以上の実務の経験を有する者

十 (略)

3 (略)

4

法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第十項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。

一 法第十七条の六に規定する消防設備士で、消防用設備等の工事、整備又は点検について三年以上の実務の経験を有する者

二 第三十一条の六第五項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

三 (略)

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

五 (十一) (略)

十二 建築基準法第二条第三十六号に規定する特定行政庁の職員で、建築行政に関する業務(防火に関するものに限る。)について五年以上の実務の経験を有する者

十三 (略)
5 (略)

(登録講習機関)

第四条の二の五 前条第四項の規定による総務大臣の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第三号口中「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に關し必要な事項」とあるのは「防火対象物点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に關する事項その他講習の業務の実施に關し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

十三 (略)
5 (略)

(登録講習機関)

第四条の二の五 前条第四項の講習(以下この条において「防火対象物点検資格者講習」という。)を行おうとする法人は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする法人は、申請書に消防庁長官が定める事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による登録の申請があつたときは、第五項の規定により登録を拒否するときを除くほか、消防庁長官が定める事項を登録講習機関登録簿に登録しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の登録を受けようとする法人が、次の各号のいずれかに該当するとき、防火対象物点検資格者講習の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして消防庁長官が定める基準に適合しないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法又は法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から起算して二年を経過しない法人(当該日から起算して二年を経過しない者が役員である法人を含む。)

- 二 第十五項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人
- 三 第十五項の規定により防火対象物点検資格者講習の業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない法人
- 四 前各号のいずれかに該当する法人（第一号括弧書に掲げるものを除く。）の役員である者又は役員であつた者でその職を辞した日から起算して二年を経過しないものが役員である法人
- 6 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 登録講習機関は、第二項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、消防庁長官が定める書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。
- 9 総務大臣は、第三項に規定する登録講習機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 10 登録講習機関は、防火対象物点検資格者講習の業務に関する事項で消防庁長官が定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを免状を交付した日から六年間保存しなければならない。
- 11 総務大臣は、登録講習機関の防火対象物点検資格者講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、防火対象物点検資格者講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 12 登録講習機関は、防火対象物点検資格者講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次

に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

13 登録講習機関が、防火対象物点検資格者講習の業務を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

14 総務大臣は、前項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

15 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は期間を定めて防火対象物点検資格者講習の業務の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。

二 第五項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第五項第一号又は第四号に該当することとなつたとき。

四 法又は法に基づく命令に違反したとき（その役員が法又は法に基づく命令に違反したときを含む。）。

16 第六項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われて

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第四条の二に規定する防火対象物でその管理について権

原が分かれているもの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四〇六（略）

七 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第十七条第一項及び第三項、法第十七条の二の五並びに法第十七条の三並びにこれらに基づく命令の規定に従つて設置されていること。

八〇九（略）

2（略）

（防火対象物点検の特例）
第四条の二の八（略）

一（略）

二 前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていること。

三〇四（略）

2〇7（略）

（防災性能の確認）

第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて総務大臣の登録

いること。

四〇六（略）

七 消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第十七条第一項、法第十七条の二及び法第十七条の三並びにこれらに基づく命令の規定に従つて設置されていること。

八〇九（略）

2（略）

（防火対象物点検の特例）
第四条の二の八（略）

一（略）

二 前号に掲げるもののほか、消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていること。

三〇四（略）

2〇7（略）

（防災性能の確認）

第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）で総務大臣が指定するも

を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下「登録確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に当該登録確認機関の名称を記載するものとし、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有することについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該登録確認機関の名称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、防災物品に防災表示を付そうとするとき登録確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第二項の添付書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

（登録確認機関）

第四条の六 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認（以下この条において単に「確認」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が公益法人である場合に於ては総務大臣（第四項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である

の又は公益法人以外の法人で消防庁長官が指定するもの（以下「指定確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に当該指定確認機関の名称を記載するものとし、指定確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有することについて指定確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該指定確認機関の名称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、防災物品に防災表示を付そうとするとき指定確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第二項の添付書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを指定確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

（指定確認機関）

第四条の六 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の指定（以下この条において「指定」という。）は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認を行おうとする法人の申請により行う。

2 指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該法人が公益法人である場合に於ては総務大臣（第四項及び第六項から第九項までの規定において単に「総務大臣」という。）に、

場合にあつては消防庁長官（第四項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 次に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。

燃焼試験箱

試験体支持枠

試験体押さえ枠

パーライト板

電気火花発生装置

ミクロバーナー

メッセルバーナー

エアームックスバーナー

試験体支持コイル

デシケーター

恒温乾燥器

水洗い洗たく機

ドライクリーニング機

当該法人が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（第四項及び第六項から第九項までの規定において単に「消防庁長官」という。）に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 役員の氏名

三 前項の確認の業務に係る手数料その他消防庁長官が定める事項

カ 脱水機

コ 脱液機

ク 乾燥機

三 登録申請者が、法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができるとされる防災対象物品又はその材料を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第四項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 確認の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 確認の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 確認の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い確認の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置

くこと。

二 全国の確認を受けることを希望する者に対して、確認の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

3 登録確認機関は、確認の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、確認を行った日からこれを十年間保存しなければならない。

一 確認の申し込みをした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 確認の申し込みを受けた年月日

三 確認の申し込みをした者の第四条の四第一項第一号の消防庁長官の登録を受けた際の登録者番号

四 防災対象物品又はその材料の形状、構造、材質、成分及び性能の概要

五 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることを検査した日

六 前号の検査をした者の氏名

七 確認の有無（確認をしない場合にあつては、その理由を含む。）

八 確認の有無を通知した日

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日

3 指定の基準は、消防庁長官が定める。

4 指定確認機関は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣又は消防庁長官に届け出なければならない。

程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準」と、第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

- 5 指定確認機関は、確認の業務に関する事項で消防庁長官が定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを確認を行った日から十年間保存しなければならない。
- 6 総務大臣又は消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 7 指定確認機関は、確認の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣又は消防庁長官に届け出なければならない。
 - 一 休止又は廃止を必要とする理由
 - 二 休止又は廃止の時期
 - 三 休止にあつては、その期間
- 8 総務大臣又は消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務が適正に行われていないと認めるときは、指定確認機関に対し、期間を定めて確認の業務の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
- 9 総務大臣又は消防庁長官は、第七項の休止の届出があ

(性能評価の方法)

第三十一条の二の三 法第十七条の二第一項に規定する性能評価は、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行う。

2 前項の性能評価は、必要に応じて、日本消防検定協会(以下「協会」という。)又は登録検定機関(法第十七条の二第一項の法人であつて総務大臣の登録を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が指定した日時に、協会又は登録検定機関が指定した場所において、特殊消防用設備等の性能を検証する試験を行うものとする。

(消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(以下この条、次条並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 5 (略)

(消防用設備等の認定)

つたとき、又は前項の規定による確認の業務の停止をしたときは、その旨を公示する。

(消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(以下この条及び次条において「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 5 (略)

(消防用設備等の認定)

第三十一条の四 公益法人で総務大臣が次条の規定により登録するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が次条の規定により登録するものは、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定（次項及び次条において「認定」という。）を行うことができる。

2 前項の登録を受けた法人（次条において「登録認定機関」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付することができる。

3 (略)

(登録認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が公益法人である場合にあつては総務大臣（次項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（次項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者が次の要件を満たしてい

第三十一条の四 公益法人で総務大臣が次条の規定により指定するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が次条の規定により指定するものは、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定（次項及び次条第一項において「認定」という。）を行うことができる。

2 前項の指定を受けた法人（次条において「指定認定機関」という。）は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付することができる。

3 (略)

(指定認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の規定による総務大臣又は消防庁長官の指定は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

るときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が認定の業務を実施し、その人数が認定の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学、電気工学又は工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の検定又は認定に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査するために必要な機械器具その他の設備を用いて認定の業務を行うものであること。

3

第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項まで、第四条の六第二項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定（同項第三号の規定を除く。）は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、「講師」とあるのは、「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは、「認定の業務に用い

3

第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定制を受けた法人について、準用する。この場合において、同条第五項中「確認を行つた日から十年間」とあるのは、「認定を行つた日から五年間」と読み替えるものとする。

る機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条の六第二項第三号中「法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる防災対象物品又はその材料」とあるのは「第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第三項中「確認を行つた日からこれを十年間」とあるのは「認定を行つた日からこれを五年間」と、同項第四号及び第五号中「防災対象物品又はその材料」とあるのは「消防用設備等又はこれら部分である機械器具」と、同項第五号中「防災性能を有していること」とあるのは「設備等技術基準の全部又は一部に適合していること」と読み替えるものとする。

(消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 (略)

2 4 (略)

5 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)

(消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 (略)

2 4 (略)

5 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人で総務大臣が指定するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が指定するもの(以下この条及び次条において「指定講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該指定講習機

の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一〇六（略）

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大
学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は
旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による
専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建
築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工
事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八〇十（略）

六 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一〇五（略）

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（登録講習機関）

第三十一条の七 前条第五項の規定による総務大臣又は消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において

関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第三項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一〇六（略）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八〇十（略）

6 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一〇五（略）

六 消防庁長官が定める期間ごとに指定講習機関の講習を修了し、当該指定講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（指定講習機関）

第三十一条の七 前条第五項の規定による総務大臣又は消防庁長官の指定は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

て、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第三項中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実施に關し必要な事項」とあるのは「消防設備点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に關する事項その他講習の業務の実施に關し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前項の免状」と読み替えるものとする。

(免状の種類に應ずる工事又は整備の種類)

第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に應じ、同表の下欄に

3 第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定を受けた法人について、準用する。この場合において、同条第五項中「確認を行つた日から十年間」とあるのは、「免状を交付した日から六年間」と読み替えるものとする。

(免状の種類に應ずる工事又は整備の種類)

第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に應じ、同表の下欄に

掲げる消防用設備等の工事又は整備とする。

指定区分	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類
特類	特殊消防用設備等
(略)	(略)

2 (略)

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一六 (略)

七 工事整備対象設備等(法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。第三十三条の十第一項において同じ。)の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者

2

甲種特類(第三十三条の三第一項の表の上欄に掲げる特類の指定区分(同条の指定区分をいう。以下この章において同じ。)をいう。以下この章において同じ。)に係る消防設備士試験(以下この章において「試験」という。)を受けることができる者は、同欄に掲げる第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の指定区分に係る免状の交付を受けている者とする。

(試験の方法)

第三十三条の九 試験は、次の各号に掲げる試験の指定区分の区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法により

掲げる消防用設備等の工事又は整備とする。

指定区分	消防用設備等の種類
(略)	(略)

2 (略)

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一六 (略)

七 消防用設備等の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者

(試験の方法)

第三十三条の九 消防設備士試験(以下この章において「試験」という。)は、第三十三条の三の指定区分(以下

行うものとする。ただし、実技試験は、当該試験の筆記試験の合格者に限ることができる。

- 一 甲種特類 筆記試験
- 二 前号に掲げる指定区分以外の指定区分 筆記試験及び実技試験

(筆記試験の科目)

第三十三条の十 前条第一号の筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識
 - 二 工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法
 - 三 消防関係法令
- 2 前条第二号の筆記試験は、次に掲げる科目について行う。
- 一 機械又は電気に関する基礎的知識
 - 二 消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法
 - 三 消防関係法令

(試験の免除)

第三十三条の十一 第三十三条の八第四号に該当する者で次の表の上欄に掲げる技術の部門に係るものに対しては、同表の下欄に掲げる指定区分に係る筆記試験について、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目を免除する

(表略)

2 第三十三条の八第五号に該当する者に対しては、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目のうち

「指定区分」という。)ごとに、筆記試験及び実技試験の方法により行うものとする。ただし、実技試験は、当該試験の筆記試験の合格者に限ることができる。

(筆記試験の科目)

第三十三条の十 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 機械又は電気に関する基礎的知識
- 二 消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法
- 三 消防関係法令

(試験の免除)

第三十三条の十一 第三十三条の八第四号に該当する者で次の表の上欄に掲げる技術の部門に係るものに対しては、同表の下欄に掲げる指定区分に係る筆記試験について、申請により、前条第一号及び第二号の試験科目を免除する

(表略)

2 第三十三条の八第五号に該当する者に対しては、申請により、前条第一号及び第二号の試験科目のうち電気に

電氣に関する部分並びに実技試験のうち電氣に関するものを免除する。

3 第三十三条の八第六号に該当する者に対しては、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目のうち電氣に関する部分を免除する。

4 既に他の種類又は指定区分に係る免状の交付を受けている者に対しては、次の各号により、前条第二項の試験科目の一部を免除する。

一 三 (略)

5 法第二十一条の三第三項の試験の実施業務に二年以上従事する日本消防検定協会（以下「協会」という。）又は登録検定機関（同条第一項の規定による法第二十一条の四十五に規定する登録を受けた法人をいう。以下同じ。）の職員に対しては、申請により、前条第二項第一号及び第二号の試験科目を免除する。

6 五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち専科教育（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第四項の専科教育をいう。）の機関科（同基準第九条第一項の機関科をいう。）を修了したものに對しては、第五類又は第六類の指定区分に係る乙種消防設備士試験について、申請により、前条第二項第一号の試験科目及び実技試験を免除する。

（合格基準）

第三十三条の十一の二 筆記試験の合格基準は、次の各号に掲げる指定区分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

関する部分並びに実技試験のうち電氣に関するものを免除する。

3 第三十三条の八第六号に該当する者に対しては、申請により、前条第一号及び第二号の試験科目のうち電氣に関する部分を免除する。

4 既に他の種類又は指定区分に係る免状の交付を受けている者に対しては、次の各号により、前条の試験科目の一部を免除する。

一 三 (略)

5 法第二十一条の三第三項の試験の実施業務に二年以上従事する日本消防検定協会又は指定検定機関（同条第一項の規定による同条第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）の職員に対しては、申請により、前条第一号及び第二号の試験科目を免除する。

6 五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち専科教育（消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）第二条第四項の専科教育をいう。）の機関科（同基準別表第五第三項の機関科をいう。）を修了したものに對しては、第五類又は第六類の指定区分に係る乙種消防設備士試験について、申請により、前条第一号の試験科目及び実技試験を免除する。

（合格基準）

第三十三条の十一の二 筆記試験の合格基準は、第三十三条の十各号の試験科目（前条の規定により試験科目又は試験科目の一部が免除された者については、当該免除さ

一 甲種特類 第三十三条の十一項各号に掲げる試験科目ごとの成績がそれぞれ四十パーセント以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が六十パーセント以上であること。

二 前号に掲げる指定区分以外の指定区分 第三十三条の十第二項各号に掲げる試験科目（前条の規定により試験科目の全部又は一部が免除された者については、当該免除された試験科目の全部又は一部を除く。）ごとの成績がそれぞれ四十パーセント以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が六十パーセント以上であること。

2 (略)

(受験手続)

第三十三条の十三 試験を受けようとする者は、別記様式第一号の六の受験願書に次に掲げる書類（乙種消防設備士試験を受けようとする者については、第一号の書類を除く。）を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 法第十七条の八第四項及び第三十三条の八第二項に定める受験資格を有することを証明する書類

二 四 (略)

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 (略)

3 法第二十一条の三第二項 の総務省令で定める検定対

れた試験科目又は試験科目の一部を除く。以下この項において同じ。）ごとの成績がそれぞれ四十パーセント以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が六十パーセント以上であることとする。

2 (略)

(受験手続)

第三十三条の十三 試験を受けようとする者は、別記様式第一号の六の受験願書に次に掲げる書類（乙種消防設備士試験を受けようとする者については、第一号の書類を除く。）を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 法第十七条の八第四項に規定する受験資格を有することを証明する書類

二 四 (略)

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 (略)

3 法第二十一条の三第二項 の総務省令で定める検定対

象機械器具等の見本は、次条に規定する第一次試験及び第二次試験の区分に応じ、別表第二に定める種類及び数量（総務大臣がこれらの試験の方法又は用途から判断して同表に定める種類及び数量によることが適当でない）と認める場合にあつては、総務大臣が定める種類及び数量とする。ただし、前項の書類で協会が適当と認めるものを添付した場合における当該検定対象機械器具等の見本は、一の完成品（泡消火薬剤にあつては十リットルの完成品、定温式感知線型感知器にあつては十メートルの完成品）とする。

4 (略)

5 前二項の規定にかかわらず、協会又は登録検定機関は、型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機会器具等についての試験の申請については、前二項に規定する見本又は書類の一部を添えることを要しないものとすることができる。

(検定対象機械器具等についての試験の方法)

第三十六条 検定対象機械器具等についての試験は、協会又は登録検定機関の指定した日時、協会又は登録検定機関の指定した場所において、第一次試験及び第二次試験に分けて行う。

2 4 (略)

(個別検定の申請書及び方法)

第三十九条 (略)
2 検定対象機械器具等についての個別検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時、協会又は登録検定機関

象機械器具等の見本は、次条に規定する第一次試験及び第二次試験の区分に応じ、別表第二に定める種類及び数量（総務大臣がこれらの試験の方法又は用途から判断して同表に定める種類及び数量によることが適当でない）と認める場合にあつては、総務大臣が定める種類及び数量とする。ただし、前項の書類で日本消防検定協会（以下「協会」という。）が適当と認めるものを添付した場合における当該検定対象機械器具等の見本は、一の完成品（泡消火薬剤にあつては十リットルの完成品、定温式感知線型感知器にあつては十メートルの完成品）とする。

4 (略)

5 前二項の規定にかかわらず、協会又は指定検定機関は、型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機会器具等についての試験の申請については、前二項に規定する見本又は書類の一部を添えることを要しないものとすることができる。

(検定対象機械器具等についての試験の方法)

第三十六条 検定対象機械器具等についての試験は、協会又は指定検定機関の指定した日時、協会又は指定検定機関の指定した場所において、第一次試験及び第二次試験に分けて行う。

2 4 (略)

(個別検定の申請書及び方法)

第三十九条 (略)
2 検定対象機械器具等についての個別検定は、協会又は指定検定機関の指定した日時、協会又は指定検定機関

の指定した場所において行う。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は個別検定(以下この条及び第四章の二において「検定等」という。)を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者(次項において「申請者」という。)の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

第四章の二 登録検定機関

(登録検定機関の登録の申請)

第四十四条の四 法第二十一条の四十五第一項の規定により同項に規定する登録を受けようとする法人は、申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五第一項各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程

の指定した場所において行う。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は指定検定機関の指定した場所において試験又は個別検定(以下この条及び第四章の二において「検定等」という。)を行うことが困難な場合において、協会又は指定検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者(次項において「申請者」という。)の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

第四章の二 指定検定機関

(指定検定機関の指定の申請)

第四十四条の四 法第二十一条の四十五の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 検定対象機械器具等についての検定等の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産

、実施場所等の実施計画」とあるのは「保有している機械器具その他の設備の概要」と読み替えるものとする。

第四十四条の五から第四十四条の五の三まで 削除

目録)

- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 七 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 八 検定等の業務を行う事業所の名称及び所在地を記載した書類
- 九 検定等の業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 十 検定等の業務に従事する職員の資格及び数を記載した書類
- 十一 検定等の業務の実施方法の概要を記載した書類
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(職員及び設備の基準)

第四十四条の五 法第二十一条の四十六第一項第一号の総務省令で定める職員及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 検定対象機械器具等のすべてについて適正かつ確実に検定等を行うために必要と認められる数の職員が確保されていること。
- 二 検定対象機械器具等のすべてについて適正かつ確実に検定等を行うために必要と認められる種類及び数の設備が確保されていること。

(指定検定機関の構成員)

第四十四条の五の二 法第二十一条の四十六第一項第三号

の総務省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人 社員
- 二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員
- 三 商法第五十三条の株式会社 株主
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十八号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人に応じて前各号に掲げる者に類するもの

（指定の基準）

第四十四条の五の三 法第二十一条の四十六第一項第四号の総務省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、料金の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 二 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定検定機関の名称等の変更の届出）

（登録検定機関の名称等の変更の届出）

第四十四条の六 法第二十一条の四十八第二項の規定による法第二十一条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 変更後の法第二十一条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

- 一 法第二十一条の四十五第一項第一号に掲げる業務
特殊消防設備等の性能に関する評価を、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防設備等の性能を評価するために必要な事項について行うとともに、必要に応じて、協会又は登録検定機関の指定した場所において、特殊消防設備等の性能を検査する試験を行うこと。

- 二 法第二十一条の四十五第一項第二号から第四号までに掲げる業務
これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項に定める方法により行うこと。

(業務規程の記載事項)

第四十四条の八 法第二十一条の五十一第一項の総務省令で定める検定等の業務の実施に関する事項については、

第四十四条の六 法第二十一条の四十七第二項の規定による指定検定機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 変更後の指定検定機関の名称又は主たる事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任又は解任の認可の申請)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第一項の規定による役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び経歴又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任し、又は解任しようとする年月日
- 三 選任又は解任の理由

(業務規程の記載事項)

第四十四条の八 法第二十一条の五十一第一項の総務省令で定める検定等の業務の実施に関する事項は、次のとお

第一条の四第十二項の規定を準用する。この場合において、同項第七号中「第十五項第二号及び第四号」とあるのは「法第二十一条の五十二第三項第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

第四十四条の十（略）

（電磁的方法）

第四十四条の十の二 法第二十一条の五十二第三項第三号の総務省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十一条の五十二第三項第四号の総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録

りとする。

- 一 検定等の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
- 二 検定等の業務を取り扱う事業所及び当該事業所が担当する検定地に関する事項
- 三 検定等の業務の実施の方法に関する事項
- 四 検定等の手数料の収納の方法に関する事項
- 五 検定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 検定等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 その他検定等の業務の実施に関し必要な事項

第四十四条の十（略）

を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

(帳簿)

第四十四条の十一 法第二十一条の五十三の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 七 (略)

八 その他登録検定機関の代表者が定める事項

2 (略)

第六章 救急隊員

(救急業務に関する講習)

第五十条 令第四十四条第三項第一号及び令第四十四条の二第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

(略)

(救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条 令第四十四条第三項第二号及び令第四十四条の二第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三条の規定による救急救命士の免許を受けている者

二 消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者

別表第一の二の二(第四条の四関係)

(表略)

(帳簿)

第四十四条の十一 法第二十一条の五十三の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 七 (略)

八 その他指定検定機関の代表者が定める事項

2 (略)

第六章 救急隊員

(救急業務に関する講習)

第五十条 令第四十四条第三項第一号の総務省令で定める救急業務に関する講習は、消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う次の表に掲げる課目及び時間数以上のものとする。

(略)

(救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者)

第五十一条 令第四十四条第三項第二号の総務省令で定める者は、消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者とする。

別表第一の二の二(第四条の四関係)

(表略)

	(略)
	(略)
<p style="text-align: right;">備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防炎」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。</p> <p>三 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防炎性能について自己確認した者の名称」とする。</p>	

	(略)
	(略)
<p style="text-align: right;">備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防炎」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「指定確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。</p> <p>三 指定確認機関の確認を受けていない場合又は指定確認機関の確認を受けたが当該指定確認機関の名称を記載しない場合は、「指定確認機関名」に代えて「防炎性能について自己確認した者の名称」とする。</p>	